

平成二十年五月十三日受領
答弁第三二二三号

内閣衆質一六九第三二二三号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が同省におけるワインの管理方法は適正であるとする根拠等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

先の答弁書（平成二十年三月七日内閣衆質一六九第一一七号）三についてから六についてまでで述べたとおりである。

三及び四について

外務省においては、ワインは、諸外国の要人の接遇に供するために購入しているため、お尋ねの具体的な使用状況については、外交儀礼上の問題が生じるおそれがあることから、お答えすることは差し控えた旨先の答弁書（平成二十年四月二十二日内閣衆質一六九第二八九号）六についてで述べたとおりである。

五について

先の答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二六号）提出の段階においては、お尋ねの点を確認するためには精査を要し、お答えすることが困難であったためである。

六について

購入したワインの本数及び銘柄については、価格や質等を考慮して決定した。

七について

物品管理簿においては、購入年度別の管理は行っておらず、ワインについても一定期間に購入した銘柄ごとの残数を物品管理簿に記録することはしていないことは先の答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二六号）四及び十三について等で繰り返し述べたとおりである。